規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項において同じ。）のうちにその積み立てられた連結事業年度（単体中小企業事業再編投資損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた事業年度。以下この項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、当該積立事業年度の連結所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額が単体中小企業事業再編投資損失準備金の金額に係るものである場合には、当該積立事業年度の所得の金額の計算上同条第一項の規定により損金の額に算入された同項の中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額）に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該据置期間経過準備金額を超える場合には、当該据置期間経過準備金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の二第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　中小企業等経営強化法第十八条第二項の規定により同法第十七条第一項の認定が取り消された場合（当該認定に係る認定経営力向上計画に従つて行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。）　その取り消された日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

二　当該中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合及び当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする適格合併により当該特定法人が解散した場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定法人の株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額）

三　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に前号に規定する特定法人の株式等を移転した場合　その合併の直前における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

四　第二号に規定する特定法人が解散した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする適格合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額

五　第二号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合　その減額をした日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額（分割型分割、法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配又は同法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻しによりその帳簿価額を減額した場合には、同日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額）

六　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する中小企業事業再編投資損失準備金の金額

七　前項及び前各号の場合以外の場合において特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

5　第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四十五　削除

第六十八条の四十六第五項を次のように改める。

5　第六十八条の四十四第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の五十四第七項、第六十八条の五十四の二第五項、第六十八条の五十五第十二項、第六十八条の五十六第八項、第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項、第六十八条の五十八第八項及び第六十八条の六十一第七項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第六十八条の六十三第一項の表及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「該当するもの」の下に「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限る。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第六十八条の六十七第一項並びに第六十八条の六十八第一項及び第九項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削り、同条第三項第三号中「収用換地等に」を「収用換地等（第六十五条第一項第六号及び第七号に規定する権利変換を除く。）に」に改める。

第六十八条の七十二第三項中「第六十五条第一項各号」の下に「（第七号を除く。）」を加え、同条第十項中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十八条の七十三第一項及び第六十八条の七十六の二第七項第二号イ中「第六号」を「第七号」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「で同表」を「で次の表」に、「同表の第七号」を「同表の第五号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第六号」を「第四号」に改め、同号の下欄中「この表」を「この号及び次号」に改め、同表の第三号を削り、同表の第四号の上欄中「第四号」を「第三号」に改め、